

大分県報

令和三年
号外（五二）
七月一日

（木曜日）

目次

人事委員会規則

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正……………	一
職員の給与の支給等に関する規則の一部改正……………	一
管理職員等の範囲を定める規則の一部改正……………	一
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正……………	一
職員の退職管理に関する規則の一部改正……………	二
人事委員会告示	二
労働基準法別表第一の号別区分等を定める告示の一部改正……………	二
公告	四
競争入札参加者の資格に関する公示……………	二
一般競争入札の実施……………	四

○人事委員会規則

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十三号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則

（昭和二十七年大分県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（昭和二十七年大分県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

令和三年七月一日

大分県報号外（人事委規則）

第二条第二項中「左の各号に」を「次に」に、「記名押印して」を「記名して」に改め、同条第三項中「つど」を「都度」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十四号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員給与の支給等に関する規則（昭和三十三年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の教育委員会の部の高等特別支援学校開校準備室の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年大分県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の教育委員会の部の高等特別支援学校開校準備室の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十六号

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年大分県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「高等特別支援学校開校準備室並びに」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の内任給管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十七号

職員の内任給管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の内任給管理に関する規則（平成二十八年大分県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三号へを削り、同号トを同号へとする。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前日に改正前の職員の内任給管理に関する規則第十四条第三号へに規定する室長であった者については、なお従前の例による。

○人事委員会告示

大分県人事委員会告示第四号

労働基準法別表第一の号別区分等を定める告示（平成十一年大分県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和三年七月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

第一号の表の十二の項中

大分県立聾学校

大分県立聾学校

に改め、第二号の表

中 「教育庁日田教育事務所
教育庁高等特別支援学校開校準備室」

を「教育庁日田教育事務所」に改める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和三年七月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品の名称及び数量
エアクッション艇 三隻

二 競争入札の参加者資格

1 次の（一）から（九）までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

（一）競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

（二）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（三）大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

（四）営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

（五）国税又は都道府県税を滞納している者

（六）資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者

<p>(基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を継承した者を除く。)</p> <p>(七) 海外の事業者で、自国以外への船舶納入実績を有する者でない場合</p> <p>(八) 仕様書で定めるエアクッション艇と同種かつ同程度の性能を有する船舶を建造した実績を有する者でない場合</p> <p>(九) 大分県に納入予定のエアクッション艇の操作、メンテナンス等に必要教育訓練を行うことができない者</p> <p>2 資格審査事項については、次のとおりとする。</p> <p>(一) 営業年数(基準日の前日までの営業年数をいう。)</p> <p>(二) 営業実績(申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度(当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度)(以下「基準年度」という。)の販売実績や契約実績をいう。)</p> <p>(三) 経営規模</p> <p>(1) 従業員数(基準日における営業に従事する者の数をいう。)</p> <p>(2) 自己資本額(基準年度の決算における自己資本金の額をいう。)</p> <p>(四) 経営比率(基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。)</p> <p>(五) 納入実績(海外の事業者で、自国以外への船舶納入実績をいう。)</p> <p>(六) 建造実績(仕様書で定めるエアクッション艇と同種かつ同程度の性能を有する船舶を建造した実績をいう。)</p> <p>(七) 教育訓練の実施(大分県に納入予定のエアクッション艇の操作、メンテナンス等に必要教育訓練を行うことができることをいう。)</p> <p>三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等</p> <p>1 申請の方法</p> <p>大分県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。</p> <p>なお、二の2の(五)から(七)までについては、四の入札参加資格確認書類の提出時において確認することとする。</p> <p>2 申請書の提出先及び問合せ先</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号 電話 ○九七―五〇六―二九六五</p>	<p>3 申請の時期</p> <p>令和三年七月一日から同月二十一日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>四 入札参加資格確認書類の提出の方法等</p> <p>1 提出の方法</p> <p>入札説明書に掲げる入札参加資格確認申請書及びその他の書類を知事に提出するものとする。</p> <p>2 申請書の提出先及び問合せ先</p> <p>大分県企画振興部交通政策課空港企画班 〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号 電話 ○九七―五〇六―二二五七</p> <p>3 申請の時期</p> <p>令和三年七月一日から同月二十一日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>五 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続</p> <p>1 有効期間</p> <p>入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。</p> <p>2 更新手続</p> <p>令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。</p> <p>六 競争入札参加資格審査申請書の入手方法</p> <p>1 申請書の交付場所</p> <p>三の2に同じ</p> <p>2 インターネットによる入手</p> <p>大分県ホームページ https://www.w.pref.oitajp/soshiki/20100/shikaku2020.html</p> <p>七 入札参加資格の取消し等</p> <p>1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(五)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。</p> <p>(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合</p> <p>(二) 二の1の(一)から(九)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合</p>
---	--

<p>(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合</p> <p>(四) 入札参加資格確認申請書及びその他の書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合</p> <p>(五) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げ届出を行った場合</p> <p>2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。</p> <p>令和3年7月1日</p>	<p>(4) この公告の日から9に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格の規定に基づき指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 入札説明書に示す入札参加資格確認申請書及びその他の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けた者であること。</p> <p>(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>(7) 海外の事業者にあつては、自国以外への船舶納入実績を有する者であること。</p> <p>(8) 仕様書に定めるエアクッション艇と同種かつ同程度の性能を有する船舶を建造した実績を有する者であること。</p> <p>(9) 大分県に納入予定のエアクッション艇の操作、メンテナンス等に必要教育訓練を行うことができる者であること。</p>
<p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品の名称及び数量 エアクッション艇 3隻</p> <p>(2) 納入期限 第1番船：令和5年7月20日（木） （「大分空港海上アクセス船舶調達仕様書」別表1-1の予備品等を含む。） 第2番船：令和5年10月12日（木） 第3番船：令和6年1月18日（木）</p> <p>(3) 納入場所 大分県大分市大分港西大分地区</p>	<p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 競争入札参加資格 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(2) 申請の方法 上記(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に、必要書類を添付して、令和3年7月21日（水）までに(4)に掲げる部局に提出</p>
<p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第326号）に規定する入札参加資格を取得している者であること。</p> <p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p>	

<p>すること。</p> <p>なお、2の(7)から(9)までについては、7の入札参加資格確認書類の提出時において確認することとする。</p> <p>(3) 申請の時期 令和3年7月1日(木)から同月21日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分まで</p> <p>(4) 競争入札参加資格審査申請書の入手、提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号 電話番号 097-506-2965 メールアドレス a20100@pref.oita.lg.jp 大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html</p> <p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県企画振興部交通政策課空港企画班 大分県大分市大手町3丁目1番1号 電話番号 097-506-2157 メールアドレス a10870@pref.oita.lg.jp</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時 大分県ホームページ上に令和3年7月1日(木)午前9時00分から同年8月11日(水)午後5時00分まで入札説明書等を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>6 入札説明会 実施しない。</p> <p>7 入札参加資格確認書類の提出 入札に参加する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書その他の書類を次のとおり提出すること。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。</p> <p>(1) 提出方法 持参又は宅配便等受取が確認できる方法</p> <p>(2) 提出期限 令和3年7月21日(水)午後5時00分まで</p> <p>(3) 提出場所</p>	<p>大分県企画振興部交通政策課空港企画班 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号 電話番号 097-506-2157</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出期限 入札参加の確認を受けた者は、次のとおり入札書を提出すること。</p> <p>(1) 提出方法 持参又は宅配便等受取が確認できる方法</p> <p>(2) 提出期限 令和3年8月12日(木)午前10時00分まで ただし、宅配便等受取が確認できる方法の場合は、令和3年8月11日(水)午後5時00分までに必着すること。</p> <p>(3) 提出場所 上記7の(3)に同じ</p> <p>9 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県庁舎本館3階 32会議室</p> <p>(2) 日 時 令和3年8月12日(木) 午前10時00分</p> <p>(3) 再度入札 開札した場合に、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。</p> <p>この場合において、再度の入札については、入札者又はその代理人の全てが立ち合っている場合は直ちにその場で、宅配便等受取が確認できる方法による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>10 入札書及び契約の手續において使用する言語、通貨及び時刻</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 使用通貨 日本国通貨</p> <p>(3) 使用時刻 日本標準時</p> <p>11 入札保証金に関する事項 見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の全部又は一部を免除する。</p> <p>(1) 保険会社との間に、大分県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。</p>
--	---

<p>(2) 地方自治法施行令第167条の5の規定により大分県知事が定める資格を有する者による競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>12 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部を免除する。</p> <p>(1) 保険会社との間に大分県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>13 入札の無効 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をしたものは、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載のないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到着しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名等がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>14 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>15 落札者の決定 (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。</p> <p>16 その他 (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受け</p>	<p>(2) 詳細は入札説明書による。</p> <p>17 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Air-cushioned landing craft (3 vessels)</p> <p>(2) Delivery period: 1st vessel: Jul 20, 2023 (Attached: 'Oita Airport Maritime Access Vessel Procurement Specifications' Information on spare parts and other items included in appended table 1-1) 2nd vessel: Oct 12, 2023 3rd vessel: Jan 18, 2024</p> <p>(3) Delivery Place Nishi-Oita District, Oita Port, Oita City, Oita Prefecture</p> <p>(4) Time limit of tender: 10:00AM, Thu, Aug 12, 2021 (Postal submissions must arrive by 5:00 PM, Wed, Aug 11)</p> <p>(5) Management Bureau Address Transportation Policy Division Oita Prefectural Government 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501 TEL 097-506-2157</p>
--	---